

第 11 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第106条第1項中「児童自立支援専門員養成所（以下この条において「養成所」という。）」を「人材育成センター」に改め、同項第3号及び第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。